

「市外移住者」が「空き家」を住宅として使用するための改修費用等を補助します。

市外から移住を行う者等（U I Jターン等）が、市内に存在する空き家住宅・空き建築物を、住宅（店舗併用住宅等を含む）として使用するために必要となる改修費用等について補助します。

■募集期間／令和8年4月8日（水）～5月8日（金）

1. 補助金の額（予定）

改修工事に要する費用（消費税を含む）の3分の2に相当する額とし、100万円を限度とする（千円未満切捨て）。

※県外からの移住者は改修工事に要する費用の6分の5に相当する額とし、125万円を限度とする。

2. 募集件数（予定）

8件以上（うち1件は「子育て移住者空き家住宅取得支援事業補助金」申請者による活用を優先します）

※18歳未満の子どもを養育する移住者の方は「子育て移住者空き家住宅取得支援事業補助金」の活用もご検討ください。

※件数は、工事費により異なります。

3. 対象※すべての要件を満たすこと。

この文章で移住者とは6箇月以上市外に居住し、志摩市へ転入する者をいいます。

【補助対象者】

(1) 次のいずれかに該当する移住者

ア 転入前にあっては完了実績報告日までに転入届を提出する者

イ 転入後にあっては転入した日から6箇月以内に補助金の交付の申請を行う者

(2) 補助金の交付を受けた日の属する月から起算して10年以上当該空き家住宅又は空き建築物を生活の本拠とする意思を有する者

(3) 市税の滞納がない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

【補助対象事業】

(1) 改修工事を行う空き家住宅又は空き建築物は、申請者が所有権を有しているものであること。

(2) 改修工事を行う空き家住宅又は空き建築物は、※耐震基準を満たすもの（当該事業の改修工事により耐震基準を満たす場合を含む。）であること。

(3) 対象工事は、市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者による改修工事であること。

4. 対象とならない工事

(1) 着工中及び完成した工事

(2) 建物でない外構工事

(3) 容易に取外しができるものを設置する工事

(4) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事

(5) 他の公的補助金、利子補給または介護保険から支給される工事

5. 留意事項

(1) 予算額を超える申込みがあった場合は、後日、抽選会を行います。

(2) 募集期間終了後、募集枠に達しない場合は以後隨時募集（先着順）とします。

(3) 募集期間中に事前申込により補助申請の権利を獲得した方であっても、11月末までに補助金交付申請を行わなかった方については、キャンセル扱いとさせていただきます。

6. 申込・問い合わせ先